

岡崎市図書館交流プラザ 条例改正に伴う変更点について

平成 27 年 10 月 1 日に条例が改正となり、平成 28 年 10 月 1 日以降の、岡崎市図書館交流プラザ ホール（ホールと同日併せて利用するスタジオを含む）のご利用について、下記のとおり変更となります（平成 28 年 9 月 30 日までのご利用については、従来どおりとなります）。

■利用・変更申請及び使用料支払の期限

■使用料支払い後に利用の取消又は変更をする場合の還付金額と申請期限

内容	対象施設	対象となる利用日	
		平成28年9月30日まで	平成28年10月1日以降 ※
利用申請期限	ホール	利用を希望する日の前20日まで	利用を希望する日の前30日まで ◎ホール予約後に、同日利用のスタジオを追加で予約する場合は、必ず窓口又は電話でお申込みください。予約システム上で予約した場合は、同日利用割引が適用されませんので、ご注意ください。
	ホールと同日併せて利用するスタジオ	利用を希望する日の前5日まで	
変更申請期限	ホール	既に利用の承認を受けた利用日の前5日まで	既に利用の承認を受けた利用日の前30日まで
	ホールと同日併せて利用するスタジオ	既に利用の承認を受けた利用日の前日まで	
使用料支払期限	ホール	利用日の前20日まで	予約する日が、利用を希望する日の何日前にあたるかにより、支払期限が異なります。 ①前90日までに予約をした場合…予約をした日から1箇月後の日まで ②前90日を過ぎて予約をした場合…予約をした当日まで ◎支払期限を過ぎてお支払いがない場合は、予約が取消となりますので、ご注意ください。
	ホールと同日併せて利用するスタジオ	利用日の前5日まで	
利用取消（変更）による還付申請期限	ホール	利用日の前10日まで	申請を行った日が、利用日の何日前にあたるかにより、還付される金額が異なります。 ①利用日の前90日までは、使用料の全額還付 ②利用日の前60日までは、使用料の70%を還付 ③利用日の前30日までは、使用料の30%を還付 ④利用日の前30日を過ぎている場合は還付不可
	ホールと同日併せて利用するスタジオ	利用日の前5日まで	

※ 利用日が平成28年10月1日以降となる利用が今回の変更の対象となります（予約日準拠ではございません、ご注意ください）

条例改正に伴う Q & A

Q	今回の条例改正の中で、図書館交流プラザの利用に関してどのように変わりますか。
A	平成 28 年 10 月 1 日以降に利用するホール（ホールと併せて同時に利用するスタジオの予約を含む）について、利用・変更申請及び使用料支払の期限、使用料支払い後に利用の取消又は変更をする場合の還付金額と申請期限が変更となります。
Q	使用料の支払期限はいつまでになりますか。
A	予約をする日が、利用を希望する日の何日前にあたるかにより、支払期限が異なります。 ①前 90 日までに予約をした場合…予約をした日から 1 箇月後の日まで ②前 90 日を過ぎて予約をした場合…予約をした日まで なお、控室の使用料は公演打ち合わせ終了後に窓口にてお支払いをお願いいたします。
Q	使用料の支払期限までに、ホールの本番、準備撤去の利用区分が確定していない場合は、どのように料金を支払えば良いのでしょうか。
A	最低 1 区分以上を本番に設定し、他の区分を準備撤去に設定してください。支払い後、利用区分が準備から本番に変更になる箇所がある場合は公演打ち合わせ終了後に、窓口で差額の金額をお支払いください。なお、利用区分が本番から準備に変更になった場合の差額については、利用日 90 日前から段階的に還付できる金額が減少するため、お早めに窓口にて変更及び還付申請を行っていただきますよう、ご注意ください。
Q	入場料金が 3,000 円を超える場合は使用料が 1.5 倍になりますが、使用料の支払期限までに入場料金が確定していない場合は、どのように支払えばよいのでしょうか。
A	まず、支払期限の際は、通常通りの料金をお支払いください。公演打ち合わせ終了時に、追加料金のお支払いをお願いいたします。なお、不正行為等により、使用料等の徴収を免れた場合は条例により、過料に処す場合があります。
Q	公演打ち合わせはいつまでに行えばよいのでしょうか。
A	利用日の 1 箇月前頃までを目安に、当館のホールスタッフと行ってください（利用及び変更の申請期限が利用日の 30 日前までとなるため）。なお、打ち合わせの日程については調整を行いますので、必ず事前に総合案内までお電話をお願いいたします（TEL

	0564-23-3100)。
Q	使用料の支払期限までに、使用料の支払いをしないとどうなりますか。
A	申し訳ございませんが、キャンセルしたものとみなし、こちらで予約を取消させていただきます。使用料の支払期限が近付きましたら、事前に確認のお電話をさせていただきますが、連絡がつかない場合でも取消となりますので、予めご了承ください。
Q	利用取消の還付の金額と期日はどのように変わりますか？
A	申請期限が早まるほか、取消日から利用日までの日数により、還付率が変更となります。利用日の前 90 日までは、利用料の全額を還付、利用日の前 60 日までは、利用料の 70% を還付、利用日の前 30 日までは、利用料の 30%を還付、利用日の前 29 日以降は、還付の対象となりません。
Q	予約の期限はいつまでなのでしょう。
A	予約は利用日の 30 日前まで可能ですが、予約をした日が利用日の 90 日前を過ぎている場合は、予約をした日中に使用料のお支払いをしていただく必要がございます。また、30 日前までに打ち合わせ、使用料のお支払いを完了していただく必要がありますので、期限直前のご予約は特にご注意ください。
Q	〇月△日に 3 区分予約して支払いも済んでいますが、〇月×日へ 2 区分にして変更したい。その分の還付はできますか。
A	利用内容の変更については、利用日の前 30 日まで可能ですが、変更により使用料の差額が発生する場合は、申請した日から当初の利用日までの日数に応じて、還付される金額が異なります。また、利用日の前 30 日を過ぎた場合は還付不可となります。
Q	なぜ今回の条例改正が行われたのでしょうか。
A	以前より予約後の取消が度々発生し、ホールが有効に活用されていない状況が発生しています。より多くの方に公共施設をご利用の機会を提供することを目的に、当館やシビックセンター等の各公共施設で、ルールの見直しを行いました。ご理解とご協力をお願いいたします。